

「きんさんくビジネスダイレクト」サービスご利用規定」一部改定のお知らせ

平素は、近畿産業信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、インターネットバンキングに対する不正アクセス等による預金等の不正な払戻し等に対する各種対策強化を行うことに伴い、下記の通り「きんさんくビジネスダイレクト」サービス利用規定」を一部改定いたしますのでお知らせいたします。

なお、各規定の改定事項は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

■改定日 平成26年9月1日（月）

■改定内容

改定前	改定後
<p>1. 認証方法の強化に伴い、全ての条項において、以下の通り文言を変更しております。</p>	
パスワード等	本人確認情報
<p>2. 認証方法の強化に伴い、本人確認方法に関する条項を以下の通り変更しております。</p>	
<p>5. 本人確認</p> <p>(1) 本サービスでは、当組合が受信した本人確認のための「ログインID」と「ログインパスワード」・「確認用パスワード」・「承認パスワード」・「照会用暗証番号」・「振込振替暗証番号」・「承認暗証番号」・「確認暗証番号」(以下「パスワード等」といいます)と当組合に予め設定されているパスワード等との一致の確認、その他当組合が定める方法により本人確認を行います。利用に際して必要なパスワード等、その他本人確認方法、設定方法は当組合が定めるものとし、当組合が必要とする場合、変更することができるものとします。</p> <p>(2) 暗証番号・パスワードの届出</p> <p>① 契約者は本サービスの利用に際しては、当組合所定の申込書により、パスワード等を届出するものとします。</p> <p>パスワード等を指定する場合は、生年月日や電話番号等、第三者から推測可能な番号又は記号の指定は避けるとともに、契約者の責任において適切な番号又は記号を指定し厳重に管理するものとし、それらの番号又は記号の指定や管理状況について当組合は責任を負いません。</p> <p>また、契約者は一定の期間毎にパスワード等の変更を行うものとし、パスワード等の変更を行う場合には、当組合所定の方法によるものとします。</p> <p>② 本サービスのご利用にあたり届けられたパスワード等と異なる入力が連続して行われ、当組合所定の回数に達した場合は、その時点で本サービスの利用停止をさせていただきます。</p> <p>本サービス再開については当組合に連絡の上、当組合所定の手続きを取って下さい。</p>	<p>5. 本人確認</p> <p>(1) 本人確認方式</p> <p>本サービスには、サービスをご利用いただく際の認証方法として、以下の本人確認方式があります。</p> <p>① ID・パスワード方式 ログインIDおよびログインパスワードにより契約者ご本人であることを確認する方式</p> <p>② 電子証明書方式 電子証明書およびログインパスワードにより契約者ご本人であることを確認する方式</p> <p>③ ワンタイムパスワード方式 ログインID、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードにより契約者ご本人であることを確認する方式</p> <p>④ 電子証明書・ワンタイムパスワード併用方式 電子証明書、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードにより契約者ご本人であることを確認する方式</p> <p>(2) ログインIDの取得・管理</p> <p>① 前項(1)に定めるいずれの本人確認方式の場合も、初回ご利用時に、マスターユーザがログインIDとログインパスワードおよび確認用パスワード(以下これら2つのパスワードを一括して「パスワード」といいます)を取得いただきます。この手続によって当組合に届けられたパスワードをマスターユーザの本サービスの正式なパスワードとします。</p> <p>② ログインID、パスワードは重要な情報です。ログインID、パスワードの指定にあたっては、生年月日、電話番号等第三者から推測可能な番号の指定は避けるとともに、第三者に知られないように厳重に管理してください。</p> <p>(3) 電子証明書の取得・管理</p> <p>「電子証明書方式」もしくは「電子証明書・ワンタイムパスワード併用方式」をお申込の場合には、当組合が発行する電子証明書を当組合所定の方法により、契約者の使用端末にインストールしていただきます。(「電子証明書方式」では、電子証明書をインストールする際、前項で取得したログインIDが必要となります。「電子証明書方式」では、ログインIDは電子証明書のインストールのためにのみ使用されます。)</p> <p>① 電子証明書は当組合所定の期間(以下「有効期間」といいます)に限り有効です。契約者は、有効期間が満了する前に当組合所定の方法により電子証明書の更新を行なってください。なお、当組合はお客さまに事前に告知することなく、この電子証明書のバージョンを変更する場合があります。</p> <p>② 本契約が解約された場合、電子証明書は無効となります。</p> <p>(4) ワンタイムパスワードの取扱</p> <p>「ワンタイムパスワード方式」もしくは「電子証明書・ワンタイムパスワード併用方式」をお申込の場合には、ログインパスワードに加えて、当組合が発行するワンタイムパスワード生成機(以下、「トークン」といいます。)により表示・生成され、60秒毎に変化する可変的なパスワード(以下「ワンタイムパスワード」といいます。)を用いることにより本人確認を行います。</p>

改定前	改定後
	<p>①利用方法 ワンタイムパスワード利用開始時には、当組合が発行するトークンを所定の方法によりお客さまの携帯電話機、もしくはスマートフォンにダウンロードし、初期設定を行っていただきます。ワンタイムパスワード利用開始後は、本サービスログイン時に、ログインパスワードに加えて携帯電話機もしくはスマートフォンに設定済みのトークンに表示・生成されるワンタイムパスワードを入力していただき、当組合が受信したワンタイムパスワードと、当組合が保有するワンタイムパスワードとの一致を確認することで本人確認を致します。</p> <p>②ワンタイムパスワードの管理 ワンタイムパスワードは厳重に管理し、他人に知られたり、トークンとして利用している携帯電話機、スマートフォンの紛失、または盗難に遭う等のないよう十分注意してください。トークンとして利用している携帯電話機、スマートフォンの紛失、または盗難に遭う等した場合は、速やかにお客さまから当組合に届出るものとします。届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>③トークンの有効期限 トークンの有効期限は当組合が定める期限までとします。有効期限が近づいた場合、ワンタイムパスワードトークン上で通知しますので、有効期限更新を行ってください。</p> <p>(5) 本人確認手続 以降の取引においては、当組合は、受信した電子証明書、ログインID、ログインパスワード、ワンタイムパスワード、確認用パスワード、照会暗証番号、振込暗証番号、確認暗証番号、承認暗証番号（以下、総称して「本人確認情報」といいます）と届出の本人確認情報の一致を本規定にしたがって確認することにより本人確認を行いません。</p> <p>(6) パスワード関連</p> <p>①パスワードの変更 サービス利用開始後のパスワードの変更は、端末を操作することによって随時行うことができますので、安全性を高めるため定期的に変更してください。</p> <p>②パスワードを失念・漏洩した場合、またはそのおそれがある場合 イ) サービス利用者がパスワードを失念した場合、またはそのおそれがある場合には、マスターユーザが端末を操作することによって当組合所定の方法で当該ユーザのパスワードの再設定を行ってください。 ロ) マスターユーザがパスワードを失念した場合、またはそのおそれがある場合には、契約者が当組合所定の書面により届出てください。当組合はその書面により、当組合所定の手続きをします。ただし、届出から所定の期間は本サービスを利用できませんので予めご承知おきください。 ハ) サービス利用者がパスワードを漏洩した場合、またはそのおそれがある場合には、ただちにマスターユーザはパスワードの再設定を行ってください。</p> <p>③誤ったパスワードを連続入力した場合 イ) サービス利用者のパスワードを当組合所定の回数以上連続して誤り、当組合が本サービスの取り扱いを中止した場合には、マスターユーザが端末を操作することによって、利用再開等の手続きを行ってください。 ロ) マスターユーザのパスワードの入力を当組合所定の回数以上連続して誤った場合は、その時点で当組合は本サービスの取り扱いを中止します。利用を再開する場合には、契約者が当組合所定の書面により届出てください。当組合はその書面により、当組合所定の手続きをします。ただし、届出から当組合所定の期間は本サービスを利用できませんので予めご承知おきください。</p> <p>(7) 免責事項</p> <p>①当組合は、本人確認情報の一致を確認して取扱った場合、本人確認情報につき不正使用・盗用および通信電文の改ざん・盗み見その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合の故意または過失により生じたものでない限り責任を負いません。本人確認情報は、第三者に知られたり盗難されないよう契約者ご本人が厳重に管理するものとします。</p> <p>②本人確認情報が第三者に知られたり盗難された場合またはそのおそれがある場合、機器の盗難、遺失などによりログインID等を第三者に知られるおそれがある場合（電子証明書を盗用された場合等を含みます）には、契約者は当組合所定の時間内に当組合に届出るものとします。届出の受付により、当組合は本サービスの利用を停止します。届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。本サービスの利用を再開するには、当組合に連絡のうえ所定の手続きをとってください。</p>

改定前	改定後
	<p>③電子証明書をインストールした使用端末を譲渡、破棄する場合、契約者が事前に当組合所定の方法により電子証明書の削除を行うものとし、契約者がこの削除を行わなかった場合、電子証明書の不正使用その他事故があっても、そのために生じた損害につきましても、当組合は責任を負いません。使用端末の譲渡、破棄により新しい使用端末を使用する場合は、当組合所定の方法により電子証明書を再インストールしてください。</p> <p>④契約者が届出と異なる本人確認情報の入力を、当組合所定の回数以上を連続して行なったときは、当組合は本サービスの利用を停止します。本サービスの利用再開にあたっては、当組合所定の方法により当組合に届出てください。</p>
<p>3. 振込・振替の事前登録方式の取り扱い開始に伴い、以下の通り条項を変更しております。</p>	
<p>9. 振込・振替サービス</p> <p>(1) サービスの内容</p> <p>③本項①における入金指定口座の指定は、都度契約者が指定する方式（以下「都度指定方式」といいます）により取扱います。</p>	<p>9. 振込・振替サービス</p> <p>(1) サービスの内容</p> <p>③本項①における入金指定口座の指定は、契約者があらかじめ当組合所定の書面により入金指定口座を届出する方式（以下、「事前登録方式」といいます）、および契約者が振込の都度、入金指定口座を指定する方式（以下「都度指定方式」といいます）により取扱います。</p>

4. セキュリティ対策の強化に伴い、以下の通り、免責事項等の条項を追加しております。

15. 免責事項等

次の各号の事由により生じた損害については、当組合に重大な過失のある場合を除き、当組合は責任を負いません。

(11) 当組合が指定する所定のセキュリティ対策を実施されていないとき。

5. 「Pay-easy(ペイジー)」料金払込みサービスの取り扱い開始に伴い、以下の通り条項を追加しております。

「Pay-easy(ペイジー)」料金払込みサービス

1. 料金払込みサービスの内容

「Pay-easy(ペイジー)」料金払込みサービス（以下「料金払込み」といいます。）は、当組合所定の収納機関に対し、税金、手数料、料金等（以下「料金等」といいます。）の払込みを行うため、利用者が利用者の端末機より当組合のきんさんダイレクト、きんさんビジネスダイレクト（以下「インターネットバンキング」といいます。）を利用して、払込資金をインターネットバンキングにかかる利用者の預金口座から引き落とす（総合口座取引規定および当座勘定貸越約定書等に基づき当座貸越により引き落とす場合を含みます。以下同じです。）ことにより、料金等の払込みを行う取扱いをいいます。

なお、料金等が、行政手数料・国税等歳入金の場合、その払込資金については、当組合が取扱いのうえ歳入代理店である全国信用協同組合連合会が収納いたします。

2. 操作方法

- (1) 料金払込みをするときは、当組合が定める方法および操作手順に従ってください。
- (2) 利用者の端末機において、収納機関から通知された収納機関番号、お客様番号（納付番号）、確認番号その他当組合所定の事項を正確に入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報の照会を当組合に依頼してください。但し、利用者が収納機関のホームページ等において、納付情報または請求情報を確認したうえで料金等の支払方法として料金払込みを選択した場合は、この限りではなく、当該請求情報または納付情報が当組合のインターネットバンキングに引き継がれます。
- (3) 前項本文の照会または前項但書の引継ぎの結果として利用者の端末機の画面に表示される納付情報または請求情報を確認したうえで、利用者の口座番号、パスワードその他当組合所定の事項を正確に入力してください。
- (4) 当組合で受信した利用者の口座番号およびパスワードと届出の利用者の口座番号およびパスワードとの一致を確認した場合は、利用者の端末機の画面に申ししようとする内容が表示されますので、利用者はその内容を確認のうえ、当組合所定の方法で料金払込みの申込みを行ってください。

3. 契約の成立

料金払込みにかかる契約は、当組合がコンピュータ・システムにより申込内容を確認して払込資金を預金口座から引き落とした時に成立するものとします。

4. 料金払込み不能事項

次の場合には料金払込みを行うことができません。

- ①停電、故障等により取り扱いできない場合。

- ②申込内容に基づく払込金額に当組合所定の利用手数料を加えた金額が、手続時点において利用者の口座より払い戻すことのできる金額（当座貸越契約があるときは貸越可能残高を含みます。）を超える場合。
- ③1日あたりのまたは1回あたりの利用金額が、当組合の定めた範囲を超える場合。
- ④利用者の口座が解約済みの場合。
- ⑤利用者の口座に関して支払停止の届出があり、それに基づき当組合が所定の手続を行った場合。
- ⑥差押等やむをえない事情があり当組合が不相当と認めた場合。
- ⑦収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができない場合。
- ⑧当組合の任意に定める回数を超えてパスワードを誤って利用者の端末機に入力した場合。
- ⑨その他当組合が必要と認めた場合。

5. 利用時間

料金払込みの利用時間は、当組合が定める利用時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により、当組合の定める利用時間内でも利用ができないことがあります。

6. 申込みの撤回

料金払込みにかかる契約が成立した後は、料金払込みの申込みを撤回することができません。

7. 領収書の発行等

当組合は、料金払込みにかかる領収書（領収証書）を発行いたしません。収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続きの結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。

8. 料金払込みの取消

収納機関の連絡により、料金払込みが取り消されることがあります。

9. 利用の停止および再開

当組合の任意に定める回数または収納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、料金払込みの利用が停止されることがあります。料金払込みの利用を再開するには、必要に応じて当組合または収納機関所定の手続を行ってください。

10. 利用手数料

- (1) 料金払込みの利用にあたっては、当組合所定の利用手数料を支払っていただくことがあります。
- (2) 前号の利用手数料は、利用者の指定する口座から、通帳および払戻請求書の提出なしで引き落とされるものとします。

11. 規定の適用

この規定の定めのない事項については、「きんさんダイレクトサービスご利用規定」、「きんさんビジネスダイレクトサービスご利用規定」によるものとします。

以 上